

平成29年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成29年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期決定について		
第 3	議案第 1 号	平成29年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)	
第 4	議案第 2 号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計予算		
第 5	議案第 3 号	平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計予算		
第 6	議案第 4 号	平成29年度大竹市農業集落排水特別会計予算		
第 7	議案第 5 号	平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算		
第 8	議案第 6 号	平成29年度大竹市土地造成特別会計予算		
第 9	議案第 7 号	平成29年度大竹市介護保険特別会計予算		
第10	議案第 8 号	平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算		
第11	議案第 9 号	平成29年度大竹市水道事業会計予算		
第12	議案第10号	平成29年度大竹市工業用水道事業会計予算		
第13	議案第11号	平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算		
第14	議案第12号	大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について		(一 括) 総務文教付託
第15	議案第14号	大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について		
第16	議案第15号	大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について		
第17	議案第16号	大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について		
第18	議案第18号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		
第19	議案第19号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
第20	議案第25号	指定金融機関の指定更新について		
第21	議案第28号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について		
第22	議案第13号	大竹市犯罪被害者等支援条例の制定について		
第23	議案第20号	大竹市税条例等の一部改正について		
第24	議案第27号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について		
第25	議案第17号	大竹市行政手続における特定の個人を識別する		

		ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	— (一 括) 生活環境付託
第26	議案第21号	大竹市手数料条例の一部改正について	
第27	議案第22号	大竹市松ヶ原こども館条例の一部改正について	
第28	議案第23号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	
第29	議案第29号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	
第30	議案第30号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について	
第31	議案第34号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	
第32	議案第24号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第33	議案第26号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託
第34	議案第31号	平成28年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	— 総務文教付託 生活環境付託 (一 括) 生活環境付託
第35	議案第32号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
第36	議案第33号	平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	
第37	平成29年請願第1号	市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止を求める請願	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第13 議案第11号(説明・付託)
- 日程第14 議案第12号から日程第21 議案第28号(説明・付託)
- 日程第22 議案第13号から日程第24 議案第27号(説明・付託)
- 日程第25 議案第17号から日程第31 議案第34号(説明・付託)
- 日程第32 議案第24号(説明・付託)
- 日程第33 議案第26号(説明・付託)
- 日程第34 議案第31号から日程第36 議案第33号(説明・付託)
- 日程第37 平成29年請願第1号(付託)

○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘

7番 大井 渉
9番 藤井 馨
11番 日域 究
13番 寺岡 公章
16番 山本 孝三

8番 網谷 芳孝
10番 山崎 年一
12番 細川 雅子
15番 田中 実穂

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自治振興課長
市民税務課長
福祉課長
保険介護課長
監理課長
上下水道局業務課長
総務学事課長

入山 欣郎
太田 勲男
大石 泰修
政岡 浩
青森 和中成
米中 和成
坪浦 伸泰
平田 安希雄
西岡 靖
吉岡 和範
三原 尚美
中川 英也
吉原 克彦
豊原 学
金子 しのぶ
佐伯 隆文
香川 晶則
北林 繁喜
野崎 光弘

○出席した事務局職員

議会事務局 長
議事係 長

福重 邦彦
加藤 豪

会期決定について

平成29年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。	
平成29年3月 2日提出	大竹市議会議長 児玉朋也
自 平成29年 3月 2日	22日間
至 平成29年 3月24日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（付託） ・請願（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
3	金	休会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
4	土			
5	日			
6	月		基地周辺対策特別委員会 小方地域まちづくり対策特別委員会	10時～
7	火			
8	水	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決）
9	木	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
10	金	休会		※玖波中学校、小方中学校、大竹中学校卒業式
11	土			
12	日			
13	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	木		予算特別委員会（予備日）	
17	金			※玖波小学校、小方小学校、大竹小学校、栗谷小学校卒業式
18	土			
19	日			
20	月			（春分の日）
21	火			
22	水			
23	木			
24	金	本会議		・議案委員長報告（予算表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、平成29年度当初予算案の提案説明、請願第1号、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、先の議員全員協議会におきまして概要を御説明させていただきましたように、平成29年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。平成29年度当初予算の案につきましては、第5次大竹市総合計画、わがまちプランの後期計画及び大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸とした予算編成としております。

行政の仕事は中長期の視点で物事を進めていくことが多くございます。長い年月を要するということで、立ちどまるのではなく、10分の1でも20分の1でも一步一步着実に前に進めていくことが重要であると考えております。30年、50年先を見据え、市民の皆様が少しずつでもこのまちが発展していくことで、夢や希望を持てるよう一步一步確実に進んでまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成29年度当初予算案を初め、条例の制定または一部改正について、指定金融機関の指定更新について、指定管理者の指定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など合わせて34案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、細川雅子議員、13番、寺岡公章議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第3～日程第13〔一括上程〕

議案第 1号 平成29年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成29年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成29年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成29年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成29年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第1号平成29年度大竹市一般会計予算から日程第13、議案第11号平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成29年度当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

平成29年度はわがまちプラン後期基本計画がスタートして2年目の年となります。行政の仕事は中長期的な視点で事業を行うことが多く、少しずつでも目的達成のために継続していくことが大切でございます。わがまちプラン10年間の基本構想の中でまちづくりのテーマとして掲げているのが、住みたい、住んでよかったと感じるまちでございます。このまちづくりのテーマを実現するために、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略では3つの基本目標、地域経済を活性化し、安定した雇用創出を実現する。若い世代の結婚・出

産・子育ての希望をかなえる。誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域を実現するという3つの基本目標を設定しております。平成29年度当初予算にはこの3つの基本目標を達成するために必要な事業を盛り込んでおります。

地方財政の状況でございますが、平成29年度は地方交付税については引き続き減となっておりますが、地方全体の税収が伸びる見込みであり、また臨時財政対策債の増もあり、一般財源総額はほぼ前年度と同額の見込みとなっております。

このような状況を踏まえ、本市においても前年度と同程度の一般財源が見込まれることを前提として歳出予算を計上しております。

平成29年度の当初予算規模でございますが、一般会計の歳入歳出予算規模は133億5,760万6,000円でございます。玖波小学校施設整備事業の完成や最終年度を迎える市営住宅御園団地整備事業の事業費の大幅な減などにより、前年度比8.3%の減となっております。予算規模としましては3年ぶりの減となり、通常ベースの予算編成になったと思っております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みについてでございますが、税収は地方財政計画では動きに鈍化が見られるものの増加するとされております。本市におきましても、固定資産税の増加を中心にその他市民税の増加により市税は前年度比6.5%の増と見込んでおります。地方交付税につきましては、地方財政計画における前年度比2.2%の減に合わせまして市税収入の増加の影響を見込み、前年度比7.3%の減としております。市債は玖波小学校施設整備事業の完成などにより、8.3%の減を見込んでおります。

歳出では、大規模事業の完了、事業費の減により、普通建設事業費が前年度比42.1%の大幅な減となっております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず、大竹を愛する人づくりとしまして、市内中学校3年生を対象に、3級以上の英語検定料を全額助成いたします。

次に、生活基盤の整ったまちとしては、小方地区のまちづくり基本構想に基づいて、JRの新駅の設置を前提とした旧小方小・中学校跡地などを活用したまちづくり事業の取り組みを進めます。また、晴海臨海公園のファミリーゾーンに大型遊具などを整備し、幅広い年齢層が訪れ、憩い、楽しめるレクリエーションの場を提供し、にぎわいを生み、本市の魅力を高める取り組みをいたします。

安全なまちづくりとしましては、緊急度の高い防災拠点である本庁舎の耐震化に向けた取り組みに着手します。

安心できるまちづくりとしては、全ての放課後児童クラブで高学年を含めた全学年の児童の受け入れができる体制を整えます。

心にゆとりを感じるまちづくりとしては、総合市民会館利用者の環境整備のため、空調設備の冷却と身体障害者用トイレの改修を行います。

行政社会の仕組みづくりとしては、将来予想される財政負担に備えるため、基地再編交付金を活用して各種基金への積み立てを行います。公営企業会計を除く特別会計は7会計の合計で82億308万4,000円と前年度比で2.6%の増となっております。

国民健康保険特別会計では、生活習慣病予防を積極的に進めるため、特定検診の受診者の費用負担を引き続き無料とするのに加え、被保険者の全てのがん検診の自己負担額を無料にいたします。

土地造成特別会計の健全化を図るため、引き続きまして従来土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を一般会計から繰り出しいたします。

介護保険特別会計では、介護予防の取り組みを行うとともに、要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

まず水道事業会計につきましては、支出予定総額を7億3,769万2,000円と見込んでおります。この会計の主な事業内容といたしましては、配水管改良事業等を予定しているものでございます。

続きまして工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を10億7,598万円と見込んでおります。この会計の事業内容は、維持管理経費等を予定しているものでございます。

最後に公共下水道事業会計でございますが、支出予定総額を16億5,096万5,000円と見込んでおります。この会計の主な事業内容といたしましては、下水処理場の機械・電気設備改築更新事業や防鹿地区公共下水道整備事業等を予定しているものでございます。

冒頭にも申し上げましたが、行政は中長期的な視点で事業を行うことが多く、少しずつでも目的達成に向け継続していくことが大切でございます。この国を支える働く人口が減少する日本の経済環境が急に改善することはないと考えております。今後も厳しい財政状況が続くと思いますが、この厳しい財政状況の中でも市民の皆様方が夢や希望を持てるよう、30年先、50年先の市民の皆様によりまちをつくってくれたと言っていただけるように将来を見据えながらまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明とさせていただきます。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております本11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって平成29年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第21〔一括上程〕

議案第12号 大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

議案第14号 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第15号 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について

議案第16号 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第18号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第25号 指定金融機関の指定更新について

議案第28号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第14、議案第12号大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてから日程第21、議案第28号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） 議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第25号及び議案第28号の8件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第12号大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について説明申し上げます。

平成28年4月1日に施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の体制強化が図られることとなり、農業委員の選出方法がこれまでの選挙制と専任制の併用から、市町村長による任命制に変更されました。また、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱し、農業委員と連携して取り組む体制を整備することとなりました。本議案はこの法改正に伴い、新たに農業委員会の委員等の定数に関する条例を定めるとともに、これまでの農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止しようとするものでございます。なお、本市の場合、平成29年7月19日までが現農業委員の任期となっておりますので、任期終了後から新体制に移行することになります。施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。

続きまして、議案第14号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの改正は公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動経費の公費負担の限度額が引き上げられたことを踏まえまして、大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動用自動車の使用などにかかる公費負担の限度額を引き上げようとするものでございます。

まず、選挙運動用自動車の使用にかかる公費負担でございますが、契約の相手方が一般乗用旅客自動車運送事業者、具体的にはタクシー、ハイヤー等の場合、その使用に対して支払う限度額を現行の日額3万5,150円から3万5,860円に引き上げようとするものでございます。次に、選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担の限度額でございますが、写真やデザイン等のポスターの企画費を現行の10万600円から10万3,500円に引き上げようとするものでございます。その他各経費を公職選挙法施行令と同様の額に引き上げるものでございます。施行期日につきましては、公布の日としております。

続きまして、議案15号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政手続における特別の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴い、大竹市附属機関設置に関する条例、大竹市個人情報保護条例等の一部を改正する条例及び大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、いわゆる利活用条例に影響が生ずる事項について、所要の改正を行おうとするものでございます。

まず、大竹市附属機関設置に関する条例、大竹市個人情報保護条例及びいわゆる利活用条例につきましては、改正後の番号法の規定に伴う引用条項の条ずれ対応のために改正を行うものでございます。次に、大竹市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携に係る整備のための改正を行うものでございます。なお、これらの条例の施行期日につきましては、大竹市個人情報保護条例の一部を改正する条例は公布の日、その他の条例は番号法の改正の施行期日と同じ平成29年5月30日としております。

続きまして、議案第16号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの改正は、大竹市土地開発公社を大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の実施機関に位置づけ、本市と同様の情報公開及び個人情報の取り扱いを義務づけることで制度の充実を図ろうとするものでございます。施行期日につきましては、公布の日としております。

続きまして、議案第18号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの改正は児童福祉法等の一部を改正する法律の公布により、児童福祉法が昨年6月に改正され、その改正の中で新たに養子縁組里親が定義され、平成29年4月1日に施行されることに伴い、大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正の内容でございますが、この条例の第8条におきまして、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しておりますが、その対象となる子の範囲のうち、児童福祉法に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、職員が養子縁組によって両親となることを希望している者が、この養子縁組里親に該当するため、その字句等の整理を行うものでございます。施行期日につきましては法律の施行日と同じ、平成29年4月1日としております。

続きまして、議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの改正は地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が昨年12月に公

布され、本年1月1日に施行されたことに伴い、本市におきましても、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正の内容といたしましては3点ございます。

1点は、地方公務員の育児休業等に関する法律、第2条第1項の育児休業等の対象となる子のうち、条例で定めるものについて新たに規定し、育児休業の承認に係る子の範囲を拡大するものでございます。

2点目は、育児休業または育児短時間勤務をしている職員が他の子の育児休業が承認されたことにより、当該育児休業または育児短時間勤務の承認が取り消された後でも、特別の事情があればその効力を失わないことを規定しているものでございますが、その特別の事情の中に、家事審判事件の終了及び児童福祉法の措置解除を新たに規定したものでございます。

3点目は部分休業の承認について、1日につき2時間から労働基準法の規定による育児休業を減じた時間を超えない範囲内で行うことを規定していますが、この育児時間に介護時間を加えるものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。

続きまして、議案第25号指定金融機関の指定更新について説明を申し上げます。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払い事務を取り扱う指定金融機関として、株式会社四国銀行を指定しておりますが、その指定期間が本年の3月31日をもって満了することになっております。このため、昭和39年に指定金融機関制度が始まって以来、事故なく52年間公金収納及び支払い事務を遂行されてこられた実績から、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定することが本市の実情に適していると考え、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで指定期間を更新しようとするものでございます。

続きまして、議案第28号大竹市マロンの里指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用増進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。この結果、この施設の設置目的でもあります、農村と都市との交流を初め、山村振興地域の特性を取り入れた地場製品の販売等が図られております。指定期間は本年の3月31日となっており、平成29年度につきましても引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第25号及び議案第28号の8件の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第22～日程第24〔一括上程〕**

**議案第13号 大竹市犯罪被害者等支援条例の制定について**

**議案第20号 大竹市税条例等の一部改正について**

**議案第27号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について**

○議長（児玉朋也） 日程第22、議案第13号大竹市犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第24、議案第27号大竹市コミュニティサロン指定管理者の指定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 議案第13号、議案第20号及び議案第27号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第13号大竹市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明を申し上げます。

平成17年4月1日に施行された犯罪被害者等基本法では、地方公共団体の責務として、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されており、本市におきましても、犯罪被害者等の受けた被害の軽減及び回復に資する支援を総合的に実施するため本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は本条例の目的として、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを規定しております。また第2条では本条例の用語について定義しているところでございます。

次に第3条では、犯罪被害者等の支援の基本理念として、犯罪被害者等の支援は犯罪被害者等の被害の状況や生活への影響等に応じて適切に行うこと。犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう行うこと。関係機関等と協力して行うことなどを規定しております。

第4条は市の責務として、犯罪被害者等の支援の施策を総合的に推進することを。第5条は市民及び事業者の責務として、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力し、犯罪被害者等が社会で孤立しないように努めることなどを規定しております。

第6条から第10条までは犯罪被害者等への具体的な支援の内容を規定しております。第6条では相談及び情報の提供等について、第7条で保健医療サービス及び福祉サービスの提供について、第8条で安全の確保について、第9条で居住の安定について、第10条で雇用の安定について、それぞれ規定しているものでございます。

また第11条では民間支援団体への支援について、第12条では犯罪被害者等支援の啓発活動推進について規定しております。

次に第13条から第19条までは、犯罪被害者等に対して支給する犯罪被害者見舞金について規定しております。まず第13条では犯罪被害者見舞金の支給の対象となる犯罪行為の範囲について定め、第14条では犯罪被害者見舞金の種類と金額として、傷害見舞金は10万円、遺族見舞金は30万円とすることを規定しております。第15条では犯罪被害者見舞金のうち、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲と順位について、第16条では犯罪被害者見舞金の支給申請と申請期限について、第17条では犯罪被害者見舞金の支給制限について、第18条では支給の決定について、第19条では犯罪被害者見舞金の返還についてそれぞれ規定しているところでございます。第20条は委任規定でございます。

本条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定めることとしております。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日は平成29年4月1日と規定するものでございます。

次に、議案第20号大竹市税条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律及び関連する法令等の一部改正に伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正条例の主な内容について御説明させていただきます。

1点目としては、軽自動車税のグリーン化特例、いわゆる軽課の適用期限が平成29年度課税分まで1年延長されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

2点目としては、軽自動車税の環境性能割及び種別割の導入と導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

3点目としては、法人市民税の法人税割の税率引き下げの導入と導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

4点目としては、軽自動車税の種別割の導入に伴い、合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正に関する所要の規定の整備を行うものでございます。

以上が改正の主なもので、その他引用条項の整備等の必要なものにつきましても規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては市民税に関するものを附則第2条に、軽自動車税に関するものを附則第3条及び第4条に、合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税に関するものを附則第5条に規定するものでございます。

最後に議案第27号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

コミュニティサロンにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、これまでの11年間現在の指定管理者が管理運営を行っていますが、平成29年3月31日で指定期間が満了するため、次期指定管理者の指定を行うものでございます。コミュニティサロン元町につきましては、平成17年度に実施された公募により、現在の指定管理者、公益社団法人大竹市シルバー人材センターが選定されました。選定後、独自の取り組みとして国庫補

助事業を活用し、これまで高齢者による子育て事業を行うなどさまざまな事業を展開し、施設の利用促進を図ってきております。

次にコミュニティサロン栄町につきましては、平成18年度の指定管理者制度導入時から小島地区自治会連合会とコミュニティサロン玖波管理運営委員会がそれぞれ指定管理者として管理運営を行ってきました。このたびの指定期間満了後につきましても、3館いずれも現在の団体は継続して指定管理者を続けたいという意向を示されました。市としましても施設の設置の経緯、目的、及び運営状況から現在の団体が引き続き施設を管理運営することが最適と考え、指定管理者として指定の議決を求めるものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第13号、第20号及び議案第27号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25～日程第31〔一括上程〕

議案第17号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第22号 大竹市松ヶ原こども館条例の一部改正について

議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第29号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第30号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

議案第34号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第25、議案第17号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第31、議案第34号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） それでは、議案第17号、議案第21号から議案第23号まで、議案第29号、議案第30号及び議案第34号の7件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第17号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

マイナンバーの利用に当たりましては、法に規定されているものを除き、各自治体において条例を制定し、その利用範囲を規定することとなっております。本条例改正の趣旨は生活保護に関するマイナンバーの利用及びその利用範囲の規定を整備しようとするものでございます。

1点目としましては、本市におけるマイナンバーの独自利用について規定した事務の中に新たに外国人の生活保護受給者に関する事務を追加し、マイナンバーの独自利用の範囲を拡大するものでございます。

2点目としましては、現行の条例で日本人の生活保護受給者に限っているマイナンバーの利用範囲を改め、市の各部署及び関係機関が外国人も含めた生活保護受給者のマイナンバーを利用できるようにするものでございます。

3点目としまして、生活保護業務を行うに当たり、必要となる市の各部署及び関係機関が保有するマイナンバーの利用及びその利用範囲を規定するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行期日を平成29年4月1日と規定するものでございます。

続きまして、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成29年4月1日から本市における介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴い、要支援1または要支援2の認定を受けている方が利用されている訪問介護及び通所介護が市が行う訪問サービス及び通所サービスに移行をいたします。この訪問及び通所サービスを提供する事業者のうち、これまでの訪問介護及び通所介護と同等のサービスを提供する事業者につきましては、市が指定するものといたします。そこで、当該指定に関し、他の介護サービス事業者と同様に指定申請及び指定更新申請にかかる手数料を徴収するため、本条例にその旨を規定しようとするものでございます。施行期日につきましては、公布の日としております。

続きまして、議案第22号大竹市松ケ原こども館条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は大竹市松ケ原こども館の利用期間の拡大、子育て支援の充実を図る観点から大竹市松ケ原こども館の開館日を追加しようとするものでございます。

開館日につきましては、これまで月曜日・水曜日及び金曜日の週3日としていたものを、平成29年4月1日からは火曜日・土曜日を追加し、開館日を月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日の週5日に改めるものでございます。

経緯につきましては、昨年7月よりこれまで試験的な取り組みとして開館日数を週3日から週5日に変更し、施設の利用状況の変化を見てまいりましたが、各月において1日当たりの利用者数が昨年度の同時期より増加をしております。この結果を受けまして会館日数の追加を判断したものでございます。

続きまして、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本議案は平成28年12月26日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、国民健康保険法施行令に掲げる政令も改正されたことで、本条例の規定中、上場株式等に係る配当所得等の金額の適用規定及び株式等に係る譲渡所得等の金額の適用規定について改めるとともに、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を新たに加えるものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日は公布の日からとし、経過措置といたしまして、改正後の規定は平成29年度分以後の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については従前の例によるものとしております。

続きまして、議案第29号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市さかえ子育て支援センターにつきましては、平成26年4月1日より指定管理者として社会福祉法人ひまわり福祉会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である平成29年3月31日が到来しますので、次期の指定期間である平成29年4月1日から平成32年3月31日までの指定管理者の指定が必要となります。指定管理者につきましては、社会福祉法人ひまわり福祉会が大竹市さかえ子育て支援センター開設当初から指定管理者として管理運営業務を遂行し、利用者数を順調に伸ばしてきた実績に加え、業務に精通し、円滑な管理が見込まれること、また隣接するさかえ保育所と同一の法人が運営することにより、地域の子育て支援の緊密な連携を可能とし、効果的かつ効率的な事業の推進が可能となることを見込まれることから、社会福祉法人ひまわり福祉会を引き続き指定しようとするものでございます。

続きまして、議案第30号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市松ケ原こども館につきましては、平成26年4月1日より指定管理者として松ケ原自治会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である平成29年3月31日が到来しますので、次期の指定期間である平成29年4月1日から平成32年3月31日までの指定管理者の指定が必要となります。

指定管理者につきましては、松ケ原自治会が大竹市松ケ原こども館開設当初から指定管理者として管理業務を遂行し、利用者数を順調に伸ばしてきた実績に加え、業務に精通し、円滑な管理が見込まれること、また地域に精通している地元自治会が当該施設の管理をすることにより、地域と調和した運営及び連携を可能とし、大竹市松ケ原こども館設置目的である、地域社会で子育てを支援する基盤の形成を可能とすることが見込まれることから、松ケ原自治会を引き続き指定しようとするものでございます。

続きまして、議案第34号大竹市国民健康保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本議案は去る2月22日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと

に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減と2割軽減につきまして、判定所得基準を引き上げるものでございます。

まず5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額といたしまして26万5,000円に被保険者数を乗じて算定しているところを27万円に改めるものでございます。次に、2割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額としまして48万円に被保険者数を乗じて算定しているところを49万円に改めるものでございます。

これらの改正により、中間所得層の被保険者の負担軽減と、軽減対象となる被保険者を拡充するものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日は平成29年4月1日とし、経過措置として改正後の規定は平成29年度分以後の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料についてはなお従前の例によるものとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第17号、議案第21号から議案第23号まで、議案第29号、議案第30号及び議案第34号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 議案第24号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第32、議案第24号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 平田安希雄 登壇〕

○上下水道局長（平田安希雄） 議案第24号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本件は企業職員の給与等につきまして、一般職の職員に準じ、職員の給与制度の見直しなどを実施しようとするものでございます。

初めに、企業職員の給与及び種類の見直しについては、地方公営企業法第38条第4項の規定により条例で定めることとされております。この規定により、本市も条例を設置しているところでございますが、基本的には一般職の職員に準じているため、職員の給与制度の見直しがあれば、あわせて関連条文の整理をしているところでございます。

それでは、改正の主な内容について説明申し上げます。

まず第2条ですが、給与の種類につきまして、初任給調整手当と退職手当を削り、地域手当を加えるものでございます。

初任給調整手当は専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対し支給すると規定されているものでございますが、実際には前歴換算などにより採用した職員の給与を決定しているところでございます。退職手当につきましては、市長事務部局において一般職の職員と同様の扱いとしており、上下水道局の手当として支給しておりません。そのため、この2つの手当につきましては、規定する第5条及び第15条とあわせて整理させていただくものでございます。また地域手当につきましては、一般職の職員と同様の規定とするものであり、あわせて規定する条文を加えるものでございます。

次に第6条の扶養手当、第7条の通勤手当、第7条の2の単身赴任手当及び第16条の給与の減額でございますが、こちらも一般職の職員と同様の規定に改定するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日からの施行とし、適用日を平成29年1月1日とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第26号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第33、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては地方自治法第117条の規定により、10番山崎議員には退席を願っておりますので御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） 議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内での自主事業の開催など施設の活用が図られてお

ります。また建物の維持管理につきましても適切に管理されています。指定期間は本年の3月31日までとなっており、平成29年度につきましても引き続き三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34～日程第36〔一括上程〕

議案第31号 平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第32号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第34、議案第31号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から日程第36、議案第33号平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）に至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第31号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から議案第33号平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）までの各会計補正予算につきまして御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

初めに、67ページからの議案第31号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から御説明申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ6億1,628万2,000円を追加し、予算総額を157億7,674万8,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により80ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、7,070万2,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ1,750万円、平成29年4月からの機構改革に伴うシステム改造費用として86万4,000円を計上するものでございます。また、障害者自立支援給付費などに係る国県支出金の前年度清算金として、国庫補助金等返還金を3,544万1,000円計上し、その他の事業につきましては事業の執行見込みに合わせて補正予

算措置するものでございます。

第3款民生費につきましては、4億535万3,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、(仮称)地域福祉会館整備事業2億6,830万円、国民健康保険料軽減補填分等の国民健康保険特別会計繰出金2,503万9,000円を計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、879万円を減額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金事業を執行見込みに合わせて減額するものでございます。

次に第7款商工費につきましては、4,957万1,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、広島県信用保証協会損失補償金を42万9,000円計上するとともに、中小企業融資預託金を執行見込みに合わせて5,000万円減額するものでございます。

第8款土木費につきましては、1億4,370万3,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、大竹市土地開発公社所有地売却に伴う赤字額に対して経営支援する土地開発公社経営健全化補助金1,587万6,000円を計上するとともに、その他の事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第9款消防費につきましては、778万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、黒川第2公園への防火水槽設置、既存の防火水槽撤去に要する経費1,020万円を計上するものでございます。また再編交付金事業を執行見込みに合わせて241万5,000円減額するものでございます。

第10款教育費につきましては、5,120万円を減額するものでございます。内容といたしましては、国際ソロプチミスト大竹からの児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額に合わせて図書館の図書購入費を3万円計上し、その他の事業については主に執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第12款公債費につきましては、繰上償還する地方債償還元金3億8,570万6,000円を計上するとともに、港湾施設管理受託特別会計からの繰入金元利償還金の財源として財源充当補正するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、76ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款市税につきましては、3,500万円増額するものでございます。法人市民税の増額が見込まれるものでございます。

第3款利子割交付金から第6款地方消費税交付金までの各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいてそれぞれ補正予算措置するものでございます。

第11款分担金及び負担金につきましては、決算見込み、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて1,240万1,000円減額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、歳出予算の事業執行見込みに合わせて、また平成27年度清算分の生活保護費国庫負担金を計上し、合わせて772万3,000円を増額するものでございます。

第14款県支出金につきましては、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて2,751万5,000

円を減額するものでございます。

第16款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、3,500万円を計上し、国際ソロプチミスト大竹からの児童図書購入寄附金3万円、株式会社イズミゆめタウン大竹店からの社会体育事業寄附金1万円を計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。その他事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものを含めまして、8,864万6,000円を増額するものでございます。

第19款諸収入につきましては、事業の執行見込みに合わせて中小企業融資資金預託金元金収入を5,000万円減額するものでございます。

第20款市債につきましては6億1,840万6,000円増額するものでございます。主な内容として、(仮称)地域福祉会館整備事業債を2億6,830万円、借換債を3億8,570万6,000円計上し、その他事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

続きまして72ページの第2表継続費の補正は、市営住宅御園団地6号棟建設事業につきまして、事業費総額及び年割額を事業の進捗状況に合わせて変更するものでございます。

第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込まれず繰り越し措置をお願いするものでございます。

第4表債務負担行為の補正は、早期の事業着手のため債務負担行為の追加をするものでございます。

73ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が議案第31号平成28年度大竹市一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。

続きまして、91ページからの議案第32号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は歳入歳出それぞれ1億2,646万1,000円を減額し、予算総額を43億770万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、決算見込みに合わせて一般被保険者高額療養費、保険財政共同安定化事業拠出金などを減額し、保険財政共同安定化事業交付金一般会計繰入金などで調整するものでございます。

続きまして、102ページからの議案第33号平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ289万6,000円を追加し、予算総額を5,222万2,000円にするものでございます。

内容といたしましては、平成27年度の決算剰余金について、一般会計への繰出金及び県への納付金をそれぞれ144万8,000円計上し、歳入の前年度繰越金で調整するものでございます。

以上、議案第31号から議案第33号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、議案第31号は総務文教委員会、議案第32号及び議案第33号は生活環境委員会に付託いたします。

**日程第37 平成29年請願第1号 市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止をを求める請願**

○議長（児玉朋也） 日程第37、平成29年請願第1号市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止をを求める請願を議題といたします。

請願の趣旨を朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成29年請願第1号は生活環境委員会に付託いたします。お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月7日までの5日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月7日までの5日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知いたします。

本日午後1時から総務文教委員会を、その終了後総務文教委員政策研究会を、3月3日午前10時から生活環境委員会を、その終了後生活環境委員会協議会を、その終了後生活環境委員政策研究会を、3月6日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、小方地域まちづくり対策特別委員会を、その終了後、議会改革調査会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨各委員長及び会長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月8日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

11時09分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月2日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 寺 岡 公 章